

各市町村障がい福祉主管課長 様

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課長

高次脳機能障害(者)支援体制加算に係る研修の取扱い等について (通知)

日頃から、本府障がい福祉行政の推進に御協力をいただきありがとうございます。

標記について、令和 6 年 4 月 22 日付け障地第 1257 号にて、高次脳機能障害(者)支援体制加算の算定要件となる「高次脳機能障害支援養成研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修(以下、「加算対象の研修」という)」の取扱いについて御連絡差し上げましたが、下記の研修についても加算対象の研修として取り扱うこととしますので御連絡いたします。(下記 1 については、高次脳機能障害情報・支援センター(国立障害者リハビリテーションセンター)が発行する受講証明書を以て、加算対象の研修を修了したものととして取扱います。)

なお、下記取扱いについては、国の方針等により変更となる場合があります。変更となりましたら別途大阪府より御連絡差し上げます。

貴市町村においては、本件について、管内の障がい福祉サービス事業所等関係機関へ御周知いただきますようよろしくお願いいたします。また、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」の取扱いを除く「高次脳機能障害(者)支援体制加算」の加算要件についての問合せは、府内各障がい福祉サービスに係る指定担当部局にて御対応いただきますようお願い申し上げます。(府が指定権者となる障がい福祉サービス事業所に関しては大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課指定・指導 G へ御連絡ください。)

記

- 1 高次脳機能障害情報・支援センター(国立障害者リハビリテーションセンター)が実施する「令和 6 年度高次脳機能障害支援・指導者養成研修会」
- 2 他府県が実施する加算対象の研修のうち、厚生労働省が定める「高次脳機能障害支援養成研修カリキュラム」と同程度、またはそれ以上のカリキュラムで実施されるもの

【「これに準ずるものとして都道府県知事が定める研修」の取扱いも含めた研修に関する問い合わせ先】

大阪府福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

担当 : 地域生活推進グループ 木路・石原・オルセン

TEL 06 (6944) 6671

FAX 06 (6944) 2237